

フランス近代植民地貿易にみる英仏抗争の構図

La Composition des Conflits anglo-français
sous le Commerce colonial de l'Histoire moderne

小宮正弘
KOMIYA Masahiro

(平成15年11月4日受理)

フランス革命期の1793年以降、フランスは海外貿易からの全面的撤退を余儀なくされるが、この趨勢はナポレオン時代に入るも大きく変化するところはない。

本稿は、ナポレオン時代における英仏抗争の探求を主眼とするが、そのための基礎的作業のひとつとして、フランス革命期およびナポレオン時代を通じての、英仏海上戦争の態様の吟味を行ってみたいと考える。そしてその際、とりわけフランス西インド植民地貿易の動態を史料をもとに把握してみると、能うべく実証的に英仏海上勢力の構図のいかなるものであったかを確認しておきたいと思う。

これらの試みは、たとえばナポレオンのイギリス本土侵攻作戦の現実性、またナポレオンの大陸封鎖の緊要性、および大陸政策などの政治的判断を、客観的に測定するための礎石を提供しうるものとなるであろう。

ナポレオン帝国の帰趣に深く関連した、ナポレオンによる「大陸封鎖」政策、そこに象徴的に表われている歴史的緊張は、どのような史的文脈の中で理解され、把握されるべきものなのであろうか。この課題に応接するための主要な観点としては、当時国際環境の諸形態のうちでも、とりわけ英仏海上抗争に起因するフランス植民地貿易の動態把握を、設営する必要があるであろう。その観測口からは、おのづからフランス革命期＝ナポレオン時代を通じての、歴史的に有意味な道筋が、必然的に経済史的側面を伴つてみえてくるであろう。

I. 大陸封鎖令の経済的特性

周知のようにナポレオンによる大陸封鎖、すなわちヨーロッパ大陸の自己封鎖は、1806年11月のベルリン勅令により実施に移され、ついで翌1807年12月のミラノ勅令により強化がなされる⁽¹⁾。この対英抗争の史的表現を⁽²⁾、むろん政治史的観点から霸権抗争のレベルで看取することは可能であると言うまでもないが、本稿では経済史的観点から英仏抗争を理解することを専らとしたい。

したがって上記両勅令のうちから経済史的内実を示す諸項をまずは取り出してみたうえで、本節では併せて両勅令に先立つ関連事項にも触れておくことにしたい。

i) ベルリン勅令

1806年11月21日、ベルリンにおいて署名されたこの「イギリス封鎖に関する法令」は、前文および全11条よりなるが⁽³⁾、経済史的観点から摘記しておきたいのは以下の部分である。

第1条 イギリス諸島を封鎖状態に置くものとする。

第2条 イギリス諸島との通商および通信はいっさい禁止される。

第5条 イギリス商品の交易は禁止され、イギリスに属するか、あるいはイギリス製商品およびイギリス植民地産商品は、いっさい没収されるものとする。

この勅令が伝達されたのは、フランス国内以外に、スペイン、オランダ、ナポリの諸国王はじめ、フランスの同盟諸国君主宛である。

ii) ミラノ勅令

1807年12月17日にミラノにおいて署名されたもの⁽⁴⁾。摘記しておきたいのは次の部分。

イギリス諸島は陸上同様海上においても封鎖状態に置かれるものとする。

この勅令は、イギリスに寄港し、またイギリスの措置に従うすべての船舶の、拿捕の宣言である。

ところで、これら両勅令が海上での作戦に多くを依存するものであることは言うまでもないが⁽⁵⁾、それは同時に、文字どおり大陸のほぼ4000キロに及ぶ海岸線の、兵員による監視体制をも伴うものである⁽⁶⁾。

さて、みられるとおり、この両勅令は苛烈な経済戦争宣言そのものである。これらの宣言にいたる前史を述べておかねばならない。もっとも、前史とはいえ、英仏海上抗争の歴史を筆者はここで18世紀初頭以来にわたって縷々述べるつもりはない。ナポレオン帝政以前のフランス革命期、1796年10月31日に、時の総裁政府により発せられた「イギリス商品の輸入禁止令」にさしあたりは限って、叙述を試みてみたい。フランス革命勃発後の各年次的前史については、次節で少しく展開してみることとしたい。

「イギリス商品の輸入禁止令」発令は、1793年にイギリスが第1次の対仏同盟に参加し両国間の戦争状態が過熱してゆく流れのなかで⁽⁷⁾、時の総裁政府下でとられた措置であるが、全15条に及ぶその内容は、明らかにのちのナポレオンの大陸封鎖の先駆をなすものである。

同法令の性格を明示するため、条文そのものの摘記を試みてみよう⁽⁸⁾。

第1条 イギリスの工場から、あるいは商取引から来る工業製品の輸入は、海路でも陸路でも、フランス共和国全土において禁止される。

第2条 右の商品を、全部あるいは部分的に、積載したいかなる船舶も、どのような口実のもとであれ、共和国の港湾に入ることができない。これに違反すれば、ただちに差し押さえられる。(以下略)

第6条 この法律の公布の日から、すべての人に、イギリスの工場または商取引から來るいかなる物品をも販売したり、販売の展示をなすことを禁ずる。(以下略)

これらの条文は、その趣旨と精神において、さきに取り上げた、10年後の1806年のナポレオンによるベルリン勅令と、きわめて類似した点を共有している。

つまり、ナポレオンによるベルリン勅令発令の10年前、そのフランス革命期中にはすでに、フランスの貿易はイギリスの工業勢力を際立った脅威と受けとめていたと断定してよいであろう。

筆者はここで、さきに注(7)に触れた服部春彦説、つまり、1763年に終った七年戦争以後もフランスは3つの国際貿易セクターにおいてたとえばイギリスに対しても優位を保っていたとの引用部分に、内容を拡大しつつ再び触れておかねばならない。まず服部は、大革命まで、フランスは西インド植民地物産のヨーロッパ向け再輸出貿易において支配的地位を占めており、またこの西インド植民地は本国工業のための輸出市場としても大きな意義を担っていたと、貿易量を物産種とも数値を含めて解き明かしている。また、フランスが革命戦争の勃発まで、スペイン本国経由で同国のアメリカ植民地へ大量の工業製品を送り込んでいた事実にも注意を促している。さらに、オスマン帝国支配下のレヴァント向け輸出総額では、フランスは他のヨーロッパ諸国に比べ圧倒的優位を保っていることも、これまた数値を挙げて解説している⁽¹⁰⁾。それらの数値によるかぎり、フランス革命勃発までのフランスの貿易の、国際社会に占める重みは相当程度に大きかったと了解される。

ここでは1763年の七年戦争終結後、さきのフランス革命期1796年の「イギリス商品の輸入禁止令」発令までの30余年間の、英仏それぞれの産業革命の進展を論ずるのが筆者の目的ではないが⁽¹¹⁾、少なくとも西インド、スペイン領アメリカ、レヴァントの3貿易セクターにおいて大革命前には対英優位を保っていたフランスが、革命勃発後数年にして、上にみるように「イギリス商品の輸入禁止令」発令というまでの海上抗争に至っていたという事実に、着目しておきたいのである。

II. 大陸封鎖前史

それでは、本節ではあらためて、フランス革命勃発後の英仏海上抗争の諸段階を、ナポレオンの大陸封鎖前史としておおよそのところを年次的にたどっておこう。

革命フランスによる対オーストリア宣戦布告（1792.4.20）、共和国宣言（同.9.22）、ルイ16世処刑（1793.1.21）、対イギリス、対オランダ宣戦布告（同.2.1）という潮流の中で、英仏両国は戦争状態に突入、イギリス海軍による海上封鎖が実施された⁽¹²⁾。このときの海上封鎖が年末から翌1794年にかけてフランスに対し有効に機能したことは、フランス船による植民地貿易、またスペイン、レヴァントとの海上貿易がこの時期にほとんど消滅するにいたったことから明らかであるとされる⁽¹³⁾。

なお、フランス革命勃発前、1786年に締結された英仏通商条約（＝イーデン条約）は、両国が明確に自由貿易をめざした最初の通商条約ではあったが、この自由貿易体制への傾斜もフランス革命勃発によって頓挫を余儀なくされたという一幕があったということを、ここに言い添えておこう⁽¹⁴⁾。

さて、1793年以後の英仏海上抗争は、途中1802-03年のアミアンの和約時を除いて、ナポレオンがワーテルローの会戦で決定的敗北を蒙る1815年までつづいたと理解するの

が大筋では妥当である。

この間、フランスとその海外植民地との間の貿易は、自国船舶による直接貿易としてはほとんど途絶し、中立諸国の船舶による間接貿易としてのみ存続することになる⁽¹⁵⁾。

さきに挙げた 1796 年発令の「イギリス商品の輸入禁止令」は、そこで引用した部分から明らかなように、フランス側からする海上封鎖、港湾封鎖である。

このような大西洋経由の貿易範囲とはまた別に、地中海を主舞台とする、当初多分に政治的霸権抗争に属する海上戦争も、1793 年以降はさかんに展開されるようになる。ナポレオン・ボナパルトが歴史上に登場する 93 年末のトゥーロン攻略戦につづき、96 年から翌 97 年にかけてのボナパルト将軍のイタリア戦線での活躍にともない、イギリス海軍の地中海上の動きも激しさを増す。

やがて 1798 年 5 月、エジプトに向けフランス艦隊を率い出発したナポレオンの胸中に、東方植民地建設ないしはそれとの交易の企図があつたことは、いくつもの史料の語るところである⁽¹⁶⁾。

ところが、1798 年 8 月、ネルソン提督率いるイギリス海軍は、エジプトのアブーキル海戦でフランス海軍に壊滅的打撃を与える。これ以後、地中海の制海権はイギリスの掌握するところとなつたと言つてよい。

1799 年、ボナパルトを実質的な筆頭者とする執政政府発足。この執政政府下の 1802 年 3 月に英仏間に結ばれたアミアンの和約なるものの⁽¹⁷⁾、双方の国にとっての政治的効用については、ここでは深入りはしない。それによって保障されたかの両国の平和が⁽¹⁸⁾、翌 1803 年 5 月には、つまり 1 年少々後には、終息してしまつたことを述べておけば十分である。この 5 月、両国は戦争状態に入るのである⁽¹⁹⁾。

もっとも、この 1 年、フランスの、これまで全く途絶あるいは甚だしく衰退していたイギリス、オスマン帝国、オーストリア、ポルトガルとの貿易が一斉に回復を示した、といわれるのも事実である⁽²⁰⁾。

それにしても、注(18)にも表われるように、このアミアンの平和からの離脱姿勢は、ナポレオン・ボナパルトのさまざまな表明を 1802 年以後たどつてゆくだけでも鮮明というほかはない⁽²¹⁾。

アミアンの平和消滅後に表面化してくる事態は、ナポレオンのイギリス本土侵攻作戦である。これは英仏海峡を中枢部におく英仏両国海軍の軍事行動に多くを依拠する戦争形態であった。

1805 年 8 月頃が実行期とされるにいたるナポレオンのイギリス本土侵攻作戦の要は、英仏海峡のフランス海軍による 3 日間（6 時間とも、また 2 週間とも、ナポレオンの表現が認められる）の制海権掌握であり、それを利してのフランス陸軍力によるロンドン制圧にはナポレオンは絶大の自信をもつていたと断定してよい。つまり同侵攻作戦の本質的な部分を占めたのは英仏海峡域における海上戦略である⁽²²⁾。

結論的に言えば、このナポレオンの英仏海峡海上軍事作戦は失敗に終つた。その失敗の委細を述べることはここでの目的ではないが、史料にみるかぎり失敗の主因が、ガントーム提督率いる戦艦 40～50 隻からなる連合艦隊の一翼をなすはずであった艦隊の指揮官ヴィルヌーヴ海軍中将の遲疑逡巡、命令違反にあつたことが推測される⁽²³⁾。結局、英

仏海峡沿岸のブローニュ・スュル・メールにイギリス本土侵攻作戦に備えるべく 1803 年秋頃から集められたフランス陸軍兵力約 15 万は、1805 年 8 月下旬までには大陸内部のオーストリア、ロシア両軍を主勢力とする敵に対するべく、海岸部からの移動を終えている⁽²⁴⁾。

つまり、このような態様を示したイギリス本土侵攻作戦挫折のうちに、1806 年 11 月のベルリン勅令、すなわち大陸封鎖令が、出されることになるのである。これに対しイギリスも、翌 1807 年枢密院令を発し、ヨーロッパ大陸の海上逆封鎖を行うことになる⁽²⁵⁾。

史料にみるかぎり、ナポレオンがこののちイギリス本土侵攻作戦を具体的に組み立て直すことではない。上に 1805 年 8 月頃を実行期とされた侵攻作戦をいささかの細部もまじえ駆け足にせよ辿ってみた理由は、筆者のみるところ、この機のイギリス本土侵攻作戦の模様が、英仏両国海軍力の優劣を決定的に表現する典型的事例を提供していると判断したためであり、この優劣の差がフランスの海上経済活動に及ぼす多大の影響力を現実のものとして確認しておきたかったためである。

III. フランス植民地貿易の動態

ナポレオンのイギリス本土への直接攻撃策は、上にみたように破綻し、ナポレオン帝国の直接抗争の相手方は大陸内部へと変化する。また、1808 年になるとイベリア半島でフランス帝国の根底をゆるがすような変動が生じ、さらに 1812 年にはロシア大遠征軍の歴史的壊滅という事態が起こり、フランス帝国の消滅へと歴史が回転してゆくことは周知の事実であろう。そしてこれらの諸事態の背後には、つねにイギリスの存在が惹起する経済的要因が働いていることも、通説的解釈のとおりであると言つてよい⁽²⁶⁾。

ただし筆者は、本節では、その通説的解釈の論拠となるべき、英仏経済戦争のうちでも、フランス植民地貿易、なかんずくフランスの西インド植民地との貿易動態を把握してみることで、大陸封鎖をも促した英仏海上抗争の態様の推移を、逆に辿ってみたいと考える。ここで筆者が、第 I 節に挙げたフランスの 3 つの貿易セクターのうち、西インド植民地貿易のみを取り上げるのは、それが他のセクター、すなわちスペイン領アメリカ植民地、レヴァントの 2 セクターに比して、英仏海上抗争をより純化したかたちで反映するであろうと観測したことである⁽²⁷⁾。

ところで、服部春彦がすでに記しているように⁽²⁸⁾、おおむねフランス革命勃発直前からナポレオン帝国瓦解後の王政復古期初期にいたる間の貿易統計には、本節との関連で信頼すべきものとしては、フランス国立古文書館⁽²⁹⁾所蔵の「フランス帝国（王国）と各國との貿易の総価額に関する全体的要約」⁽³⁰⁾と題された年次貿易統計表、およびそこで欠落している 1791-96 年については、フランスの主要諸港の船舶出入記録が数えられるのみという実情がある。筆者としては、それら統計に関して、服部本に多くを負わざるをえないことを、まずお断りしておかねばならない。

さて、フランスの西インド植民地とここで称するのは、アンティル諸島、なかでもフランス領サン＝ドマング島植民地を経済史的観点からは中心とする。サン＝ドマングとはもともとイスパニョラ島に対しフランスが与えた呼称で、その西部地域は⁽³¹⁾、1804 年 1 月 1 日に独立国となり、1806 年 12 月の憲法で共和制を採用、ハイチ共和国となつて以

る。

もっとも、独立国となりフランスの植民地の地位を脱したとはいえ、この西インド領域とフランスとの貿易関係がそれでただちに全面的に途絶したわけではない。

ルイ15世治下の七年戦争敗北後も、フランスは西インド植民地を失うことはなかった⁽³²⁾。そしてその戦後からフランス革命勃発直前までのフランスと同植民地との交易量は、たとえばサン＝ドマングの砂糖輸出量にみると倍増を示し、コーヒー輸出量にいたっては6倍を示している⁽³³⁾。つまり、この間の約25年にわたって、フランスはイギリスから海上交易を強く脅かされることはなかったと判断していいであろう。ここにはルイ15世治下に才腕を發揮し、フランス艦隊を再建し、アメリカ独立戦争に際してもイギリスに対抗しうる海上戦力を準備しうることに貢献した政治家ショワズール（1719-85）の存在が大きいものと思われる⁽³⁴⁾。

ついで革命勃発後からその翌年1790年にかけての西インド植民地とのフランスの交易は、1787-88年に比して、コーヒー輸入量は急増、砂糖輸入量も高水準を保ち、その他の品目も含めた輸入総額も増加を辿っている。また、フランスの西インドへの輸出総額は、凶作と工業危機の影響を蒙った1789年の大幅減少はあるものの、翌90年にはほぼ1787-88年の水準にまで回復している⁽³⁵⁾。

つぎに、史料的に問題の1791年以後1796年までの西インド植民地との交易は、前述のように、フランス本国主要諸港の船舶出入記録によりその動態を推測しなければならない。

この期間について筆者はまず、1791年に即して取り上げてみる。この91年8月、フランスの西インド植民地貿易の中心をなしたサン＝ドマング植民地で、大規模な黒人奴隸蜂起が起こった。この奴隸蜂起はハイチ革命の開始として、やがては1804年のハイチ独立につながるものであったが、蜂起が、「プランテーションからの脱走・逃亡、それも最初からきわめて大規模かつ連鎖的な集団逃亡という形をとった」という点は、本稿の流れとの関連で注目すべきところと思われる⁽³⁶⁾。植民地物産の収穫に大きな影響が与えられたと推測されるからである。しかしフランスの四大貿易港のうちナント、ル・アーヴルで1792年に前年に比べサン＝ドマングへの出港船舶数の明らかな減少が認められるはするものの（他の二港、ボルドー、マルセイユの史料は欠如）⁽³⁷⁾、四港の対西インド出入船舶数は、1792年に、その前年、前々年に比して減少したと言い切れるまでにはいたらない。つまり、91-92年のフランス西インド植民地貿易に、イギリス海上戦力の影響は認められない。

1793年、第II節に記したように、英仏両国間に戦争状態が訪れる。この年には、フランス本国諸港から西インドに向かった船舶、西インドからの帰港船舶数とも、前年に比して激減を呈している。イギリス海軍による海上封鎖の影響は数値的にも明白に表われている。なお、マルティニークは1794年3月以降長期にわたり、またグアドループも94年4月から10月まで、イギリス軍の支配に服した。

その1794年、主要諸港の船舶出入記録によれば、フランスの海上貿易は衰退の極に達したようみえる。ここから英仏海軍力のこの期の大きな差を推測することは可能であり、誤ってもないものと思われるが、ただしこの時期（前年からひきつづいて）、フ

ンスの港湾当局者なるものがはたして存在し、船舶出入記録を管理するほどに機能していたかとなると、政治史的あるいは社会史的にその点に関しては疑問は残る。フランス革命期中もっとも社会的無秩序がはびこった時期のひとつともいえる、いわゆる恐怖政治期（1793—94年）の混乱ぶりを無視するわけにはいかないからである⁽³⁸⁾。しかしながら同時に、この時期のフランス軍の士官の亡命（これは革命の早期以来つづいているが）、指揮系統の混迷という軍隊再編制上の難題をも考慮すれば⁽³⁹⁾、英仏海軍力の差は総じて明らかとは言えるであろう。

1795年、この年のうちにフランスは、プロイセン、オランダ、スペインと、第1次対仏同盟諸国とつぎつぎと和平交渉を成立させているが、イギリスとの和平には至っていない。この年から翌年さらに翌々年にかけて、しかしフランスでは中立国船による間接貿易は盛んになるという⁽⁴⁰⁾。

さきに記したように、1797年以後は年次貿易統計表の利用が可能となるので、輸出入の地域別構成、商品別構成、輸出入総額の変動など詳しい数値が得られるが、本稿ではこれ以後も、英仏海上抗争の態様の推移を辿ることを主眼とするので、それらの統計資料はその目的に寄与しうる範囲で利用させていただくこととする。

1797年以後、革命前の1787—89年に全輸入の約43%、全輸出の約21%を占めていた植民地貿易は、フランスとその植民地間の直接貿易というかたちでは1809年まで足掛け13年間というもの完全に姿を消す。また1814年（ナポレオン皇帝退位の年）までに延長してみても、貿易統計表に記されているのは見る影もない数値と言ってよい。サン＝ドマングに至っては、輸出入ともわずかとはいえ直接貿易としての数値が現われるのは1816年以降、すなわちナポレオンのセント＝ヘレナ流刑の翌年以後のこととなっている。

なお、1798年1月に総裁政府によって中立国船による貿易の制限策としてとられたニヴォーズ法発令は、もっぱら中立国貿易によるイギリス商品のフランスへの流入を阻止するためのものであり、1799年12月のボナパルトによる同法令の廃止という一件も含め、それらはフランスにとっての対植民地間接貿易とは大局的には無縁のものである。

第II節にも触れておいたように、フランスとその海外植民地との間の貿易は、中立諸国の船舶による間接貿易としては存続する。1797年以後の年次貿易統計表でも、むろん植民地物産の輸入（間接貿易）の項は存在し、輸入総額に対する構成比は1797—1806年の間ほぼ20%前後を示している。これは1807—09年に18%、1810—11年に9%、1812—13年に6%と漸減してゆくのであるが、0%となることはない。

しかしその貿易を担った国々が、アメリカ合衆国、スペイン、ポルトガル、ハンザ諸都市、とりわけオランダなどであったことは、オランダが1806年にフランス皇帝ナポレオンの弟ルイ・ナポレオンが国王となりフランス帝国の同盟国としての韁帶を強め、1810年にはフランス帝国に併合されたといきさつは伴うにしても、フランスの対英海軍力の劣位をくつがえす要素としては取り込めえない。

フランスの西インド植民地貿易は、総じて上にみるような実態をはらんでいたのである。

こうした経済史的背景の中で、1805年8月のイギリス本土侵攻作戦の失敗があり、同年10月のトラファルガル沖でのフランス・スペイン連合艦隊の敗北があり⁽⁴¹⁾、やがて翌

1806年11月のベルリン勅令、すなわち「イギリス封鎖に関する法令」、いわゆる大陸封鎖令が発令されるにいたっているのである。

イギリス本土侵攻作戦、それにつづく大陸封鎖、その後のフランス帝国の衰亡への流れについては本節冒頭にごく簡単に記しておいたが、本稿での結びとしては、大陸封鎖後のフランス海上勢力、あるいはフランス海上交易について触ることは、上述中の海外植民地との直接貿易の態様に照らしてみても、もはや無意味というほかはないであろう。

むしろ筆者は、歴史的観点から有意味と思われる相互に関連する二つの点を指摘しておくことで、本稿を閉じたいと思う。

まず一点は、フランス革命期＝ナポレオン時代の約25年間におけるフランス海軍力の実勢についてである。結論的に言えば、すでに本節でみてきたように、遅くとも1793年の英仏両国開戦以後、西インド植民地との貿易に表われるように、フランス海上勢力は絶対的な対英劣位を呈している。1805年のイギリス本土侵攻作戦にしても、その作戦経過が惨状ともいえるフランス海軍の不統一を示していること、およびその作戦自体、英仏海峡域での僥倖に依存する度合のきわめて高かったものであることは、史料をつぶさに点検すれば明らかである⁽⁴²⁾。同年のトラファルガル沖での敗戦も、フランス海軍の同体質の表われの延長にほかならない。つまりこれらは、その戦い、あるいは作戦の名に比して、フランス海軍力の実体の影の薄さを実情としては告げるものである（前者の作戦は、フランス陸軍力に依存して成り立ったものであると断言しうる）。

このような革命＝ナポレオン時代期の海軍力の低下、その原因を、この期間中にわたって概略的にせよ叙述することは、いま史料の不足からここで筆者のただちになしうるところではない。ただ触れておきたいことは、フランス革命勃発の1789年の、8月には、国民憲法議会の〈封建的諸特権の廃止決議〉につづいて「封建制廃止令」（8月11日の法令）が成文化され、その第11条を根拠として⁽⁴³⁾、士官への道、昇進などを身分により厳しく制限していた〈セギュールの布令〉（陸軍大臣セギュールにより1780年に発せられていたもの）は廃止され、その結果、士官階級の亡命が革命初期からはやくも瀰漫はじめたと察せられることである⁽⁴⁴⁾。これによって、フランス陸海軍の綱紀弛緩は革命の早期から始まっていたと思われるが、ただ前述したようにフランス西インド植民地貿易の動態にみるかぎり、1792年までは、フランス海上勢力に大きな後退の兆候は表われていないとするほかはない。

ただしこれは、当時イギリスの政権を握っていた首相ピット以下のトーリー党が、革命当初のフランスに対し国内問題との見地から静観の態度を保持していたことと、おおいに無関係ではないであろう。事態の静観が困難となるのは、革命フランスがオーストリア等と開戦し（対オーストリア宣戦布告は1792年4月）、またイギリスの安全にとつての要衝ネーデルラントのシェルト川の自由航行を宣言するに至って以後である⁽⁴⁵⁾。フランスの対イギリス宣戦布告は1793年2月1日であった。

革命の中期（たとえば第1次イタリア戦争期）からナポレオン時代にかけては、フランス軍にとっての重点はおしなべて地上戦にあったと言ってよく、フランス海軍力については、革命＝ナポレオン時代にあって、実体的な勢力を伴ったものとして評価するこ

とはできない。

つぎに第二点として、イギリスの世界市場支配の画期を歴史上どの時期に置くかの論議に、筆者としての見解を加えておきたいと思う。

服部春彦はその好著『フランス近代貿易の生成と展開』⁽⁴⁶⁾の中で、イギリスによる世界市場制覇の画期として、七年戦争（1756–63年）後とする大塚久雄説以来のわが国学界の通説的見解を否定し、フランスの多くの研究者の重視するフランス革命＝ナポレオン戦争（1792–1815年）後とする見解を打ち出しているが（「1815年説が最も妥当」とされている⁽⁴⁷⁾）、それが服部自身、フランス対外貿易の展開過程に詳細な検討を加えた結果である点に、筆者としてはにわかには首肯しがたいものを覚える。端的に言って、世界市場の制覇には、海上勢力の確保を伴ってという以外にはありえず、世界市場制覇がヨーロッパの海上戦力における対フランス優位をこの際前提とするものである以上、本稿で述べ来り、また上記第一点としてもとりまとめておいたように、革命＝ナポレオン時代にはすでにその初期において、下っても1793年には、フランス海上戦力に実体は乏しく、イギリスは世界市場制覇を果していたと言いうるのではないかと筆者は考える。むろん本稿では、イギリス産業革命の展開過程は対象として据えられておらず、その意味で世界市場制覇自体に結論を下す条件を本稿が十全に備えているものでないのは当然である。しかし海上勢力への視点はこの論議には不可欠とのみ、筆者は考るるものである。

以上、この拙い論考が、いささかでも国際経済史に寄与しえれば幸いである。

注

- (1) 1804年5月フランス皇帝となり、翌1805年3月イタリア国王をも兼ねたナポレオンは、この1805年8月初旬オーストリアがイギリス・ロシアの協定に参加し、第3次対仏同盟が結成されたことに伴い、ドイツ方面に戦力を集中させた。10月、オーストリア軍を相手のウルムの戦勝。12月、アウステルリッツの会戦でロシア・オーストリア連合軍に勝利。翌1806年8月以降、プロイセンの反仏熱がとみに高まるなか、10月、プロイセン軍を相手のイエーナの戦勝。11月、ドイツ戦役終結。この月9日に記されたナポレオンによる「大陸軍公報」第29号には、ロシア、イギリスへの厳重な警告が含意されている。ベルリン勅令が発せられるのはそれより12日後の11月21日である。翌1807年6月、フリートラントの戦いでロシア軍に勝利、プロイセン軍は遁走。7月、ティルジットで、フランス・ロシアの平和条約、またフランス・プロイセンの平和条約調印される。一方、翌8月下旬、イギリス艦隊がデンマークの首都コペンハーゲンを一時封鎖。ナポレオンは、10月、イギリスとの通商を続けているポルトガルに対し警告、同月末ジュノ将軍に首都リスボン占領を下命、将軍のリスボン入城は11月30日であった。大陸封鎖強化策としてのミラノ勅令が発せられるのは12月17日である。
- (2) ナポレオンのベルリン入城は1806年10月27日で、11月25日にベルリンを発っている。Cf. Jean Tulard, Louis Garros, *Itinéraire de Napoléon au jour le jour*, Tallandier, 1992. 勅令が発せられたベルリンは、イギリス商品がヨーロッパ大陸に

陸揚げされる唯一の入り口、リューベックからダンツィヒにいたるまでのドイツ諸港を、監視下に置ける地理的条件を備えている。オランダ、スペインからイギリス商品が入り込む気遣いはなかったといわれる。長塚隆二著『ナポレオン』下（読売新聞社、1986年刊）p.244、参照。以上、前注(1)の補いとして記しておく。

- (3) *Correspondance de Napoléon Ier*, publiée par l'ordre de l'Empereur Napoléon III. Reprinted from the edition of 1858. New York, 1974. 32 vol., tome 13, p.556.
- (4) *Ibid.*, tome 16, p.193.
- (5) たとえば、ベルリン勅令発令後まもなくの 1806 年 12 月 14 日付オランダ国王ルイ・ナポレオン宛ナポレオン書簡の一節には、以下のような記述がみられる。「大陸封鎖は多くの商業都市を損うだろう。リヨン、アムステルダム、ロッテルダム。しかしこの不安状態から脱しなければならない。いいかげんに決着をつけねばならない。貴殿の武装艦隊をつねに配備しておくよう。イギリス側はそれでだいぶ参るだろうから。」 André Malraux, *Vie de Napoléon par lui-même*, Gallimard, 1991. p.182.
- (6) *Ibid.*, p.248.
- (7) 自国フランスの外国貿易、国内工業に特権的保護を与えることなどで重商主義政策を探ったとされるルイ 14 世（在位 1643—1715）は、18 世紀初頭のスペイン王位継承戦争（1701—14 年）に 1702 年参戦したイギリスと、東西両洋にわたって植民地の獲得と海外市場の確保をめぐり争覇戦を展開した。これ以後、とくにルイ 15 世治下に起こった七年戦争（1756—63 年）では、フランスは新大陸でもインドでも多くの植民地をイギリスに奪われ、海外市場をイギリスによってほぼ独占されるにいたる。フランスがイギリスに対抗し自国産業を保護する政策をさらにとる必要に迫られるのは、その延長上の事態と把握できる（「世界大百科事典」（平凡社刊）「大陸封鎖」の項参照）。もっとも、七年戦争でのイギリスの対仏勝利よりイギリスの世界市場支配が開始されたとする説には無視しえぬ反論がある。フランスが「七年戦争以後においても国際経済のいくつかの重要な分野で優位を保っていた」とする服部春彦説で、服部は「スペインとそのアメリカ植民地、西インド、レヴァントに対する各種繊維製品の輸出額においては（フランスは）イギリスをはるかに凌いでおり、またイタリアとドイツをも自らの工業製品の重要な販路として確保していた」としている。これらの点については、その実証的説明ともども、服部春彦「フランス革命およびナポレオン時代における国際貿易構造の変化」（「思想」1990 年 3 月号、岩波書店、pp.71—84. とくにその第 1 節）を参照されたい。
- (8) 1793 年 1 月 21 日の、ルイ 16 世の処刑に伴い、フランス共和国はヨーロッパ各君主国の猛反発をうけ、対外政策の難事にさらに突き当たることになる。
- (9) Duvergier, J.-B., *Collection complète des lois, décrets, ordonnances, règlements, et avis du Conseil d'Etat*, 34vol., Paris, 1824—1835. tome IX, pp.241—243. 引用は、河野健二編『資料 フランス革命』（岩波書店、1989 年刊）pp.604—606. 石井三記訳、による。
- (10) 数値は、注(7)の「思想」に挙げられている F. Crouzet, A. García-Baquero González, J. Fisher, T. Stoianovich などの諸書に負うているという。

- (11) たとえばイギリスの世界市場制覇については、七年戦争終結後とする見解から、革命＝ナポレオン戦争をまってはじめて確立するとする見方まで、幅のあることを認識しておく必要はあるが、いま本論考では筆者はそのテーマを正面には据えない。ただし、本稿結末部で、筆者のそれに関する見解の一端を提示してみることには努めたい。Cf. F. Crouzet, *De la supériorité de l'Angleterre sur la France*, Librairie Académique Perrin, Paris, 1985.
- (12) C. S. フォレスター著、高津幸枝訳『ネルソン提督伝』(東洋書林、2002年刊) 第5、6章中の記述がこのときの海上封鎖の多少の参考にはなるが、その実施状況の詳細については知りえない。
- (13) 服部春彦著『フランス近代貿易の生成と展開』(ミネルヴァ書房、1992年刊) 第3章、p.113.
- (14) 村岡健治・川北稔編著『イギリス近代史』(ミネルヴァ書房、2003年刊) pp.132–133.
- (15) 注(7)末尾に掲載の服部論文、pp.74–75.
- (16) ナポレオンがエジプト占領を策していたことは、インドにまで視野を広げたオリエントの交易資源確保が狙いであったことは諸史料の語るところであるが、それが対イギリス経済戦略を多分に意識していたことを示すものとして、すでにイタリア遠征中の1797年8月16日付総裁政府宛書簡がある。「イギリスを徹底して撃滅するためにはエジプトを占領する必要があると、われわれが感じ取る日がやってくるのもそう遠いことではないでしょう。」注(3)に同じ *Correspondance de Napoléon Ier, tome 3*, p.235.
- (17) 1802年3月25日、ピカルディ地方の都市アミアンで調印された、英仏講和条約。すでに1800年9月マルタ島はイギリスの占領下に入り、また1801年9月にはエジプト残留フランス軍はイギリス軍に降伏していたが、この講和条約でイギリスはマルタ島とエジプトからの撤収を承認、またフランスはナポリ王国とローマ教皇領からの撤収を承認した。
- (18) 前注(17)中のマルタ島に関しては、ナポレオンは1803年3月11日付ロシア皇帝宛書簡中で、「アミアン条約の条文によれば、イギリスはマルタから3カ月以内に撤兵しているはずでした」と、イギリスの条約不履行を記している。注(5)の A. Malraux 掲載書、p.122.
- (19) 1803年5月16日、イギリス軍はオランダで多数のフランス船舶を捕獲し、積荷を没収した。ボナパルトはフランス在住イギリス人を逮捕してそれに報復した。本池立著『ナポレオン』(世界書院、1992年刊) p.98.
- (20) 注(13)の服部春彦掲載書、第3章、pp.122–123.
- (21) 1802年12月28日付タレイラン宛書簡の一節、「静穏の時がヨーロッパに訪れている……しかし、われわれは平和のうちにあるのではなく、たんに休戦しているだけのように思われる……その誤りはすべてイギリス政府にあるのだ」。1803年3月13日、チュイルリー宮殿での外交的レセプションで、「イギリス人は戦争をのぞんでいる、しかし最初に剣を抜くのはイギリス人でも、最後に剣を收めるのは私です

- ぞ。イギリス人は条約を尊重しておらん。これから条約は黒の薄布でおおわなければ。もしあなたがたが軍備を整えようと思うなら、私も整えよう。もしあなたがたが戦いたいと思うなら、私も戦おう。条約を尊重しない者たちに禍いあれ！」注(5)の A.Malraux 掲載書、p.119, pp.122–123.
- (22) なお、ナポレオンは 1804 年 5 月 18 日の元老院令にもとづき皇帝となっている。
- (23) 注(5)の A. Malraux 掲載書、pp.145–150.
- (24) *Ibid.*, pp.124–149.
- Histoire de Boulogne-sur-Mer, sous la direction d'Alain Lottin, Presses Universitaires de Lille, 1983. pp.183–193.*
- なお、注(1)に記述の内容をも参照されたい。
- (25) 注(14)掲載書、p.134.
- (26) フランスのかかえたスペイン問題に乗じて、1808 年 8 月、イギリス軍がポルトガル中部に上陸、これはイギリス軍がはじめて、直接フランス軍に挑む陸上戦闘とされる。イギリス軍はその年のうちにスペインに侵入、イベリア半島からの撤退は翌 1809 年 1 月。注(2)の長塚隆二著『ナポレオン』下、第 5 部第 4 章参照。また、1812 年の、ナポレオンのロシア大遠征の前々年 1810 年 11 月 4 日付の、フォンテーヌブロー宮でのナポレオンの記録が残されている。「ライプツィヒの最近の大市にあらわれた植民地の商品は、ロシアから来た 700 台の荷車で運び込まれたものである。これは今日、植民地の物産の商業がすべてロシアによってなされているということである。これはそして、イギリス軍が 20 隻の戦艦で護衛し、スウェーデン、ポルトガル、スペイン、アメリカの各国旗で偽装させた 1200 隻の船舶の、その一部が商品をロシアに降ろしたということなのである。平和か戦争か、それはロシアの選択次第ということである。」注(5)の A. Malraux 掲載書、p.242.
- (27) フランスとスペインとの両国関係は、時にイギリスをもからめて歴史的・政治的に錯雜しており、また、オスマン帝国支配下のレヴァントは、輸入产品目（たとえば毛織物）への反応の変化、地域を取り巻く貿易上の国際競争の激化などの要因を考慮せざるをえず、ともに貿易統計に、本稿の扱う目的の範囲では不安定因子をより多く呼び込むおそれがあると判断される。
- (28) 注(13)掲載書、pp.108–109.
- (29) Archives Nationales, Paris.
- (30) “Résumé général de la valeur totale du commerce de l’ Empire français avec chaque puissance, en importations et en exportations, pendant l’ année……”（1814 年以後は de l’Empire français が du Royaume de France となる）
- (31) カリブ海のほぼ中央、かつてコロンブスによって「イスパニョラ」と命名されたその島は、1697 年、西部地域がスペインからフランスにライスワイク条約締結とともに正式に割譲された。浜忠雄著『ハイチ革命とフランス革命』（北海道大学図書刊行会、1998 年刊）pp.3–6. および注(13)掲載書、p.228 参照。
- (32) 七年戦争でフランスは多くの植民地を失ったが、マルティニーク、グアドループ、サン=ドマングなどは戦争終結時 1763 年のパリ条約で確保されている。グザヴィ

- エ・ヤコノ著・平野千果子訳『フランス植民地帝国の歴史』(白水社、クセジュ文庫、1998年刊) pp.20-21, 参照。
- (33) 注(13)掲載書、pp.251-252.
- (34) 注(32)掲載書、p.22. および、Duc de Castries, *La Pompadour*, Éditions Albin Michel, Paris, 1983. 拙訳書『ポンパドゥール夫人』(河出書房新社、1986年刊) 参照。
- (35) これ以後も、とくに貿易統計数値に関しては、注(13)掲載書、第3章に依存することを、再度お断りしておきたい。
- (36) 注(31)掲載書、とくに pp.103-116, 参照。
- (37) 前注に記した箇所によっても、大規模な黒人奴隸蜂起の報の信憑性がフランス本国、なかんずく議会に浸透するのは、1791年末をまたねばならないようと思われる。
- (38) Cf. Alain Decaux, *Létizia - Napoléon et sa mère*, Librairie Académique Perrin, Paris, 1969. Ch.VI. 拙訳書『ナポレオンの母』(時事通信社、1988年刊) 第6章。および、Olivier Blanc, *La dernière lettre - Prisons et condamnés de la Révolution - 1793-1794*, Éditions Robert Laffon, Paris, 1984. 拙訳書『一五〇通の最後の手紙』(朝日新聞社、1989年刊)、参照。
- (39) 注(9)掲載書(河野健二編)、pp.326-335, 参照。
- (40) 注(13)掲載書、pp.114-115, 参照。
- (41) スペイン南西部トラファルガル岬沖海戦で、両国連合艦隊はネルソン提督率いるイギリス艦隊に大敗。注(12)掲載書、第17章参照。(なお、海軍中将・子爵ネルソン卿は、この海戦で被弾し息を引き取った。)
- (42) 通説的理解は、注(2)掲載書(長塚隆二著)、第5部第1章1により得られる。これに加えて、注(5)掲載の A. Malraux 書、pp.145-150, を参照。
- (43) 第11条「すべての市民は出生の別なしに、教会、民事および軍事のすべての職および顕職につくことができる。……」注(9)掲載書(河野健二編) pp.97-104, 服部春彦訳、の一部より。Duvergier, tome I, p.39.
- (44) 注(38)掲載の A. Decaux 書、pp.102-103. 同拙訳書、pp.94-95. 参照。
- (45) 注(14)掲載書、p.133.
- (46) 注(13)に出版年等。なお、以下の記述については注(7)も参考にされたい。
- (47) 同上書、p.11.